

# 農民的小商品生産の発展と小作争議

——「農民的小商品生産概念」再論——

玉 真 之 介

## 目 次

はじめに

- 1 課題と考察の限定
- 2 争議参加農家と地主小作関係の性格
  - (1) 担い手の性格
  - (2) リーダー層の性格
  - (3) 地主小作関係の性格
  - (4) 小農民の経営規模変動
- 3 農民的小商品生産の発展と小作争議
  - (1) 農民的小商品生産発展の意義
  - (2) 小作争議発生契機と形態
- 4 20年代小作争議の意義と限界

——おわりにかえて——

はじめに

筆者は、先頃『農民的小商品生産概念』について——中村政則氏の問題提起を受けて——<sup>(1)</sup> という拙論で若干の問題提起を行なった。それは、中村政則氏が小作争議の理解に係わって提起された農民的小商品生産の概念<sup>(2)</sup>

---

(1) 『歴史学研究』第585号, 1988。

(2) 中村政則「アメリカにおける日本地主制・小作争議研究の動向——リチャード・スメサーストの批判に答える——」『歴史学研究』第579号, 1988。

を、日本農業の構造的特質とその分析フレームの角度から論じたものであった。その結果、そこでは「複合的経営形態をとる自小作中農層（自作の一部を含む）」を農民的小商品生産の中心的担い手として提起することになったが、肝心の小作争議の理解に関しては必ずしも充分立ち入ることはできなかった。

しかし、現在改めて第一次大戦以後の小作争議の発生をいかに理解するかが一つの焦点として議論されており、新たにこの問題の整理をめざす意欲的な論考も現われてきている。それゆえ、筆者も小作争議の研究に門外漢であれ、農民的小商品生産の意味を小作争議にもう一步踏み込んで論じることが必要であると考え、ここに農民的小商品生産概念の再論を試みようと思う。そうすることによって、小作争議の研究と筆者の課題とする日本農業論との間での多少噛み合った議論も可能になると思われるからである。

## 1 課題と考察の限定

田崎宣義「都市化と小作争議<sup>(3)</sup>」、坂根嘉弘「小作争議の経済理論<sup>(4)</sup>」の2つの論考は、小作争議発生論の論理的理解に関する最新の意欲的研究である。今ここでそれらに立ち入ることはしないが、両氏とも第一次大戦後の小作争議発生メカニズムの理解を次の2つの流れに整理していることに注目しておきたい。すなわち、栗原百寿に始まる農民的小商品生産の発展にその原因を求める理解と暉峻衆三氏に代表される自家労賃意識の形成を根拠とする見解の2つである。

小作争議を論じようとする時、この2つの流れをいかに理解するかは避けて通れない。その点で筆者は、両者の違いが根源的には、問題把握の違いに

---

(3) 『研究年報社会学研究』26号、1988。

(4) 三好正喜編著『戦間期近畿農業と農民運動』校倉書房、1989所収。

基づく分析フレームの違いにこそあると考える。つまり、前者は栗原の「前向きの窮乏化」という表現に象徴されるように、商品経済の発展に伴う小農の経営問題に視点が定められているのに対し<sup>(5)</sup>、後者は同じく商品経済の発展が小作農に自家労賃意識「V」を成立させることによって変化する地代範疇の問題に視点が定められているという点である<sup>(6)</sup>。

換言するなら、前者は資本主義と小農的農業生産という枠組みの一部として小作争議も位置付けられるが、後者は資本主義の影響を受けながらもあくまで土地所有の性格に規定された農業内の生産関係の問題に位置付くものである。こうして商品経済の発展、それも単に労働市場だけでなく農産物市場、更に土地市場など小農民を取り巻く各種市場関係の発展が一層重視される傾向の中で、問題はどの市場が規定的かというようなことではなく、地主小作関係それ自体の本質をいかに理解するかという古典的問題の解明に懸かっていると考えられるのである。

そこで本稿も、小作争議と農民的小商品生産を改めてこの本質的問題との

(5) なお、坂根氏は農民的小商品生産説を西田美昭氏の「小作経営の発展と小作争議」『土地制度史学』(38号, 1968)で代表させ、問題が多いと結論されている。しかし、農民的小商品生産説を西田氏で代表させてしまうことは、西田氏が「地主的土地所有と農民的小商品生産の矛盾」を中心とした栗原の初期の研究に依拠しているのに対して、栗原自身は小作争議研究の中で独占資本对小農の関係を重視するに至っていることから考えても不適當であると思われる。この点、拙稿「農業危機論・農業恐慌論」西田美昭他編『栗原百寿農業理論の射程』(八潮社, 1990刊行予定)を参照。坂根氏の西田批判はそれなりに正鵠を射ていると思われるが、それで農民的小商品生産説の批判が尽きたわけではない。筆者と西田氏との違いも行論の過程でおのずと明かとなるだろう。

(6) 自家労賃説の代表者である陣峻氏の議論については、拙稿「日本農業問題論の再検討」『岡山大学経済学会雑誌』第19巻第1号, 1987を参照。また、地代範疇で地主小作関係の性格づけを行なう現時点の代表者は中村政則氏である。すなわち、「土地所有の性質を規定するのは『生産諸条件の所有者が直接的生産者に対する直接の関係』＝生産様式・搾取様式」であり、地租改正後の土地制度の性格も「地主が搾取る小作料が『必要労働部分にまでも食い込むほどの全剰余労働を吸収する地代範疇, 利潤の成立を許さぬ地代範疇』であったことを根拠に前近代的とされる。中村政則「地租改正研究の現段階」『経済研究』20巻2号, 1969を参照。

関連において再検討してみようと思う。その際、岡山県のデータを利用することに関して若干の考察の限定をおこなっておきたい。

まず、小作争議が1920年代と30年代では、また同じ年代でも小作料関係争議と土地関係争議とでは、発生の地域も性格も異なることはいうまでもない。そこで以下の岡山県の分析は、その中でも20年代の小作料関係争議を代表するものとして位置付けたい。筆者の理解からすれば、それは第一次大戦後の日本資本主義の内的成長が持続していた段階における商業的農業の先進地域に起った争議であった<sup>(7)</sup>。その意味で、それは小作争議の全体を包括するものではありえないが、その最も先進的な部分として日本農業の基本関係と発展方向を示すものと考えられるのである。

第2に、利用するデータは日本農民組合呂久・上道・赤磐・和気郡連合会（以下、連合会と略す）の委嘱により、大原社会問題研究所の太田敏兄氏が1924年に行なった日農組合員の調査、並びにそれを契機として太田氏が継続した調査データであり、氏の著書『農民経済の発展構造』（明治大学出版、1958）にすべて収録されているものである。その意味で、これは農民組合に参加し小作争議に加わった農家の実態と性格を知る上で極めて貴重なものであるが、これまで十分に利用され検討されてきていない。そこで先の視点から、改めてこの太田氏の調査を利用しようと思うが、残念なことに原票が見つからない<sup>(8)</sup>ので、太田氏の示されている表の範囲内で以下4つ程の点にしぼって検討してみることにする。

---

(7) これに対し30年代の争議は、日本資本主義が農業の成長を導かないだけでなく、恐慌のしわ寄せを農業に転嫁することによって、追いつめられた状況における地主と小作双方の生存権を賭けた争議であったと言えよう。この閉塞した状況のために、戦時統制の一環として国家の強力な介入が進行し、最終的には農地改革へと連なってゆくことになる。

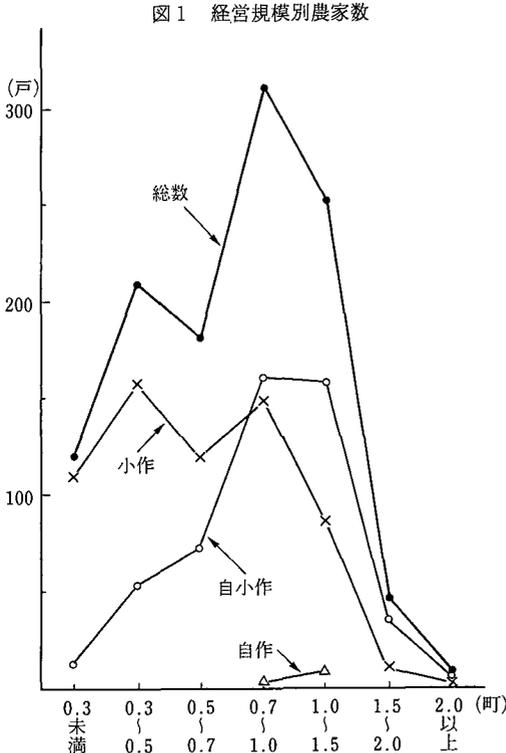
(8) 太田敏兄『農民経済の発展構造』（明治大学出版、1958）の「あとがき」には、「過去30年間の調査原票は、東京大学に永久保存し、その複写は農林省農業総合研究所に保存されることになっている」と記されているが、現在のところ両機関ともに見あたらない。

## 2 争議参加農家と地主小作関係の性格

### (1) 担い手の性格

まず、1924年に連合会の61の支部に対して行なわれ、35の支部から回収された1125戸分のデータについて分析し、岡山県の小作争議における担い手の性格を検討してみる。

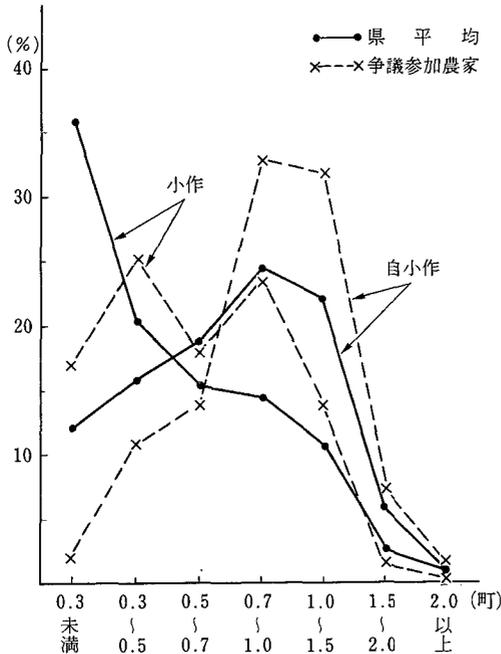
図1は、自小作別の実数（小作621，自小作490，自作14）を経営規模別にグラフにしたものである<sup>(9)</sup>。この図の2つの山から、争議参加農家は小作を中心とする3～5反層と小作の一部と自小作を中心とする7反～1.5町層の2つの集団からなること、しかし明かに後者の方が量的にも大



(注) 太田敏兄『農民経済の発展構造』明治大学出版、1958、32頁より。

(9) 以後の分析では、原則として自小作農を「自小作」と「小自作」に分けて分析することをしていない。それは前稿でも見たように、「自小作」が自作に、「小自作」が小作に近い存在ではなく、両者合わせた自小作が自作・小作とは異なった集団を戦前の農村内で形成していたからである。

図2 自小作別経営規模分布



(注) 太田前掲書、32頁、及び岡山県内務部『岡山県産業調査書(現況之部)』(1923年)より。

大きく、まず担い手の主体として、この7反~1.5町の  
中農層が検出できる。

そのことをより明確にするために、図2で小作・自小作別に規模別分布の県平均との比較を行なうと、本来多数を占める3反未満層については小作・自小作とも参加農家が少ない。しかし3~5反層になると小作層で平均を上回り、7反~1.5町層になると小作についても自小作についても県平均をはるかに上回る比率を示す。このことから争議参加者が中農層において際だっていたことが明らかだが、中でも自小作層は、そもそも中農が分厚い構成で

ある中で、7反以上が70%に達するまで集中している。

つまり、争議参加者は表1のように、中農に特化したきわめて等質的な自小作中農とそれに近いが経営規模が1ランク低い小作層、そして小作を中心とした5反未満の零細層という3つの集団で構成されていたといえる。

さらに、前稿で見たように、この規模と自小作別の相関は兼業と副業との相関関係でもあった。すなわち、零細な小作層ほど兼業と結びつき、中農、とりわけ自小作層ほど副業と結びついて専業的という関係である<sup>(10)</sup>。その点

表1 経営規模別分布 (1924調査:1,125戸)

(単位:%)

		0.3 未満	0.3 -0.5	0.5 -0.7	0.7 -1.0	1.0 -1.5	1.5 -2.0	2.0町 以上	計
自 小 作 小 作		1.0	4.8	6.2	14.4	14.4	3.1	0.5	44.1
		9.7	14.0	10.1	13.3	7.7	0.9	0.2	55.9
計		10.7	18.8	16.3	27.7	21.7	4.0	0.7	100.0
参 考	兼業従事農家率	90.8	76.1	62.4	57.6	43.8	42.2	25.0	61.4
	新聞購読農家率	11.7	19.1	24.3	33.4	43.4	68.9	37.5	30.7

注) 1. 太田敏兄『農民経済の発展構造』明治大学出版, 1958, 32, 52頁より。  
 2. 自作14戸を除いて集計。参考には含まれる。

で兼業については、表1のように兼業を持つ農家の比率と経営規模が明確に逆比例し、自小作別では小作が平均71%に対し自小作は50%である<sup>(11)</sup>ことから、争議参加農家についても同様な関係が存在することを確認できる。

副業については残念ながらデータが得られない。しかし、調査農家の全経営面積の自作地・小作地比率は、田が26%：74%で小作地が圧倒的であるのに対し、畑は59%：41%と逆転している<sup>(12)</sup>。とすると、この自作地の大半が自小作農のものであり、また当時の副業的商品作物の多くが桑、薄荷、果樹、除虫菊、い草など畑作物・裏作物であることからして、中核を成す自小作中農層は筆者が別稿で農民的小商品生産の担い手とした複合的経営形態をとるものだったと考えてもいいだろう。

こうして、小作料関係争議には小作料減額という一致点で、7反以上の農民的小商品生産の担い手としての自小作中農層、それに近いが規模的に1ランク低い小作層、そして5反未満の零細小作層という性格の異なる3つの集

(10) 前掲拙稿, 42頁の表2, 表3を参照。

(11) 太田前掲書, 36頁, 第36表。

(12) 同上書, 32頁, 第29表。

団から構成されていたのであるが、量的に見ても、その経済的地位、等質性においても農民的小商品生産の担当層としての自小作中農層が争議の主導層ないしは中核的存在として浮かび上がってくるのである。

## (2) リーダー層の性格

このことは、小作争議のリーダー層を見るとき尚一層明確になる。実は太田敏兄氏が最も強調しているのもその点であって、まず連合会幹部15戸の性格に関する氏の分析を引用するなら以下のようである。

「その階層別をみると、自作小作別では自作5（内自作兼地主3）、自作兼小作4、小作兼自作4、小作2で、自作及び自作兼小作が60%を占め、小作はわずかに13.3%でしかない。またこれを経営規模別とすれば3反未満1（商業）、7反～1町7、1～1.5町4、1.5～2町3で、その平均耕作反別は10反2畝である。またこれを教育程度からみるも高小卒以上が多く、ことに大多数の幹部がその地方で重要な社会的地位を占めていることに注目しなければならない<sup>(13)</sup>」。

また、上道郡可知村益野部落についても、「大正11年10月支部設立と同時に、邑久上道連合会の指令によって小作料永久3割減闘争を開始した。争議は激化し、ついに法廷闘争にまで発展したが、結局は小作側が勝利した。当時の支部役員は、6人中5人までが1町5反以上の耕作面積を有し、しかも闘争の過程において、その経営規模を拡大させているのである。社会的にはいずれも村内で、重要なポストを占めている人々である<sup>(14)</sup>」と記している。表2と表3は、益野部落における調査農家39戸<sup>(15)</sup>の内訳と組合幹部の経営規模であるが、自小作の平均経営規模が1.1町と、小作の8反に比較して

(13) 太田前掲書、247頁。なお、自作兼地主とは指導者山上武雄の貸付地5反の他はいずれも3畝で問題にはならない。また、連合会幹部は禁酒会にはじまり聖書研究会に集うクリスチャンが多数を占めた。

(14) 同上書、248—9頁。

表2 日農益野支部組合員の経営規模 (1924年) (単位: 戸, %)

	0.5 未満	0.5 -0.7	0.7 -1.0	1.0 -1.5	1.5 -2.0	2.0町 以上	計 (比率)
「自小作」			2	3	2		7 (17.9)
「小自作」		1	7	6	2	1	17 (43.6)
小作	2	3	6	4			15 (38.5)
計 (比率)	2 5.2	4 10.3	15 38.5	13 33.3	4 10.3	1 2.6	39 (100) 100

注) 太田前掲書, 163, 164頁より。

表3 日農益野支部幹部の経営規模 (単位: 反)

調査年次	1924年			1934年			公 職	
	自作地	小作地	計	自作地	小作地	計	戦 前	戦 後
清見 高二	10.0	10.6	20.6*	10.0	10.6	20.6	農 区 長	
田淵 二三郎	6.7	10.1	16.8	4.1	11.1	15.2	部落総代	
西崎 喜平次	3.0	12.6	15.6	12.7	7.0	19.7	村 議	村議・農地委員
河合 保太	9.0	8.0	17.0	8.2	8.4	16.6	村 議	村議・農地委員
武田 惣市	-	11.4	11.4	5.0	13.0	18.0		村議・農地委員
吉田 彦次	-	5.7	5.7	-	9.1	9.1	村 議	

注) 1. \*は他に貸付地1.5反あり。  
2. 太田前掲書, 248頁より。

中農層が厚く、支部長の清見高二是最上層農で1.5反の貸付地すら持つ。また、組合役員はやはり自小作中心で、1934年までに多くが経営規模を拡大し、その過程で小作から自小作となるものや、小作地を拡大しているものがあることも注目される。

(15) 1924年時点における益野部落の小作人総数は表4にあるように46戸であったが、このうち太田氏の著書から知られるのは1954年まで継続した農家の39戸分であって、1924年時点における他の7戸の経営は不明である。ただし、脱農したことを考えるとおそらく零細農であったと予想される。

以上のことから言えることは、小作争議発生論の論理の解明にあたっては、この農民的・小商品生産を担っていた自小作中農層のビヘイビアが最大限に重視されねばならないということである。彼らは自作地を経営の一部として持ち、その分、地主との関係は部分的であった。もし、自家労賃意識に契機を求めるならば、小作料がそれに直結する純小作層こそ最も強力な闘争主体とならねばならないはずである。しかし、実際の争議の中核は土地所有者でもある自小作農だったのである。

### (3) 地主小作関係の性格

それでは、こうした小作や自小作と地主との関係はいかなるものであったのか。太田氏はこの地主小作関係に関し、連合会が作成した「小作台帳」(地目、字地番、反別、小作料、地主氏名、地上権、その他)を資料として、表4のような部落別のデータを示している。この3つの部落は地帯を異にし、上道郡益野は干拓地水田地帯、邑久郡山浦は南部平坦古地、赤磐郡小野田は吉備高原にかかるやや山間部をそれぞれ代表する。また、ここで「田区」とは台帳上で地主1人と小作人1人の関係が成立している小作田のことで、その平均面積とは小作地の平均単位を意味している。なお、畑地の小作関係は全体の10%程なので、ここでは省略して田を中心に考える。

するとまず、3つの部落でその農業条件に規定されて田区の平均面積、並びに小作人1人当り関係地主数が大きく異なることがわかる。すなわち、益

表4 小作人対関係地主数(1924年調査)

郡名	部落名	一田区 平均面積 (反)	小作人1人当り関係地主数(人)										小作 人計 (人)	延べ 地主 (人)	平均 地積 (反)
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	12			
上道郡	益野	2.03	8	20	9	6	3	—	—	—	—	—	46	114	2.5
邑久郡	山浦	1.21	2	7	8	6	11	2	2	—	—	—	38	145	3.8
赤磐郡	小野田	0.60	1	6	6	13	10	9	7	3	1	1	57	281	4.9

注) 太田前掲書, 184, 189頁より。

野ではその干拓地という例外的な条件に規定されて、田区平均が2.0反と大きく、またそれに対応して小作人1人当たり関係地主数も2.5人と少ない。反対に、平坦部でも山浦のような古地であったり、小野田のように山間になると耕地の分散化・細分化に伴って田区の平均も零細となり、関係地主数は増加する。益野では、 $2反 \times 2.5人 = 5反$ が小作人一人当たりの平均小作面積であるが、山浦では $1.2反 \times 3.8人 = 4.5反$ 、小野田では $0.6反 \times 4.9人 = 2.9反$ と地主数が増加するのに平均小作面積は減少して行く。このように地主小作関係については、藩政期以来のいわゆる分散錯圃の農業基盤の上で、また長年の階層分解の結果として零細な小作関係が多数の地主との間で複雑に結びれていた点がまず確認される必要がある。

表5 地主対関係小作人数 (1924年調査)

部落名	地主数 (田区数)				地主1人当たり田区数										平均(人)
	村内	村外	郡外	計	1	2	3	4	5	6	11	21	50		
益野	10 (36)	23 (111)	1 (6)	34 (153)	20	2	3	—	3	4	1	—	1	4.5	
山浦	39 (130)	8 (44)	4 (15)	51 (189)	16	13	6	4	3	6	1	2	1	3.7	
小野田	40 (373)	22 (122)	11 (81)	73 (576)	21	9	10	6	5	11	4	4	2	7.8	

注) 太田前掲書, 191頁より。なお, 地主1人当たり田区数の40—50は該当なし。

では反対に、地主の側では何人くらいの小作人と関係していたのかを表5で見よう。地主の方は小作人より分散が大きい。しかし、平均の4.5人、3.7人、7.8人という数字はいずれも50区以上も貸し付ける1、2の大地主の影響を受けたものであり、地主の場合も数人の小作人にせいぜい2～3反貸付るに過ぎない零細地主が約7割を占め、これら零細地主こそが支配的存在であったことを示している。

更に、干拓地の益野では村外地主が多いが、ムラが古い山浦と小野田では村内地主が田区数の6割以上を占めている。このことは、以上のような零細田区をめぐる零細地主と小作人との錯綜した小作関係の重心が、古い村ほど

村内（むらうち）にあったことを意味している。つまり、村内において土地を貸す側と借りる側がお互いにお互いにお互い層を成し、地主層対自小作・小作層という対峙の関係を形成していたのが、戦前の西日本の地主小作関係にはかならなかった。

もちろん、商品経済の浸透がこうした村内関係を崩しつつあったことはいうまでもない。しかし、依然としてその重心が村内にあったということは、20年代の小作争議が集团的に、具体的には旧村（大字）単位で発生したこと、更にそれが急速に終息して行ったことを理解する鍵であると思う。ただし、その究明は後に回して、ここでの問題はそのような地主層対自小作・小作層の対峙という地主小作関係の本質をいかに把握するかである。つまり、そこでは確かに土地所有が村内の階層序列を規定づける最も有力なものであったかもしれないが、そのことが果して土地所有の性格に規定された農業だけの特別の生産関係・階級関係を意味するのかどうかということである。

表6 農区別小作期間

	3年 未満	3年 以上	5年 以上	10年 以上	20年 以上	30年 以上	40年 以上	50年 以上	先祖 代々	計	不詳	無記入
田区数 (比率)	59 2.0	224 7.9	352 12.3	649 22.8	511 17.9	419 14.7	262 9.2	235 8.2	140 4.9	2,851 100	591	2,360
畑区数 (比率)	23 11.3	23 11.3	44 21.6	54 26.5	32 15.7	13 6.4	13 6.4	2 1.0	- -	204 100	129	

注) 太田前掲書, 186, 187頁より。

それに関連して、興味深いのは表6の小作期間である。これで見ると、田の小作期間は比較的長く10～20年がモードをなし、20年以上もかなりの比率を示す。しかし、その田についても決して地主小作関係は固定したものでなく、22%は10年未満の関係なのである。しかも、畑についてはそうした流動性は更に強く、44%までが10年未満である。

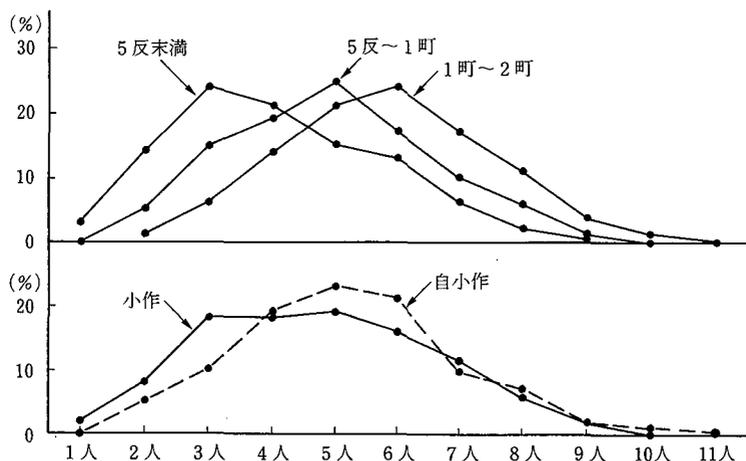
このことは、確かに多くの土地関係争議に示された小作権の債権的性格に

よる小作の地位の不安定性の表現とも見える。しかし、一般に地主の土地返還要求は例外的で小作期間が比較的長期安定的だったことはわが国小作制度の特徴であって、短い小作期間はむしろ小作の側の経営規模変動に伴うものと考えられる。そこで次に、小農民の経営規模変動と小作地の関係を見てみよう。

#### (4) 小農民の経営規模変動

その最初に、一般の農事統計では知ることの出来ない世帯人員と経営規模および自作との相関を図3で見てみる。世帯人員は決して家族労働力をそのまま反映するものではなく、幼児や高齢者などの生産年齢層以外の世帯人員を含むのであるが、経営規模と世帯人員との相関は明かであろう。つまり、経営規模別に見た世帯人員の分布は経営規模が小さいほど少なく、大きくなると増加する。小作・自作との関係では、小作層が2つの集団を持つ

図3 世帯人員別の分布



(注) 太田前掲書, 26, 30頁より。

ために必ずしも明確ではないが、自小作の5人から6人への集中は自小作層の等質性を改めて確認させる。

小農的農業には、夫婦2人で小規模に分家し、子供の成長とともに規模拡大し、子供の分家でまた縮小するといったひとつのサイクルが指摘されているが<sup>(16)</sup>、ここでの世帯人員と経営規模の相関も小農的農業が決して固定的なものではなく、そうしたサイクルを含めた経営規模変動を内に持つ存在であることを示唆する。それではその経営規模の変化は具体的にはいかなる形態をとって行なわれたのか。

太田氏は10年後の1934年に、農民組合農家を改めて追跡調査し、捕捉できた300戸について経営規模変動を検討しているが、それによればこの10年間に上昇したもの38%、下降したもの31%で、実に約7割までが経営規模を変化させている<sup>(17)</sup>。表7は、そうした中から太田氏が具体例として示しているものであるが、ここから言い得ることは、上昇にしても、下降にしてもその形態はきわめて多様であり、ただ必ず小作地の増減が係わっているということである。

すなわち、上昇について見れば、自作地、小作地双方を増加するものが多いが、小作地を減らして自作地を増加するものもあり、反対に自作地を減らして小作地を増加させるものもある。また、下降ではほぼ一様に小作地を減らしているが、中には自作地を増やすものもある。いずれにしろ、戦前の農村は戦後の農村からは想像がつかないほど高い農地の流動性を持っていたのであり、そこでは地主小作関係が一面でそうした流動性を可能にする基盤であったとも考えられるのである。

この流動性は裏を返せば、先ほど土地を貸す側と借りる側の対峙と表現した地主層対自小作・小作層の関係が固定的なものではなく、土地貸借をめぐ

(16) チャヤノフや鈴木栄太郎、そして田中定のZ型前進などが有名であるが、近年では沼田誠「大正・昭和期の農家経済の一断面」『農業経済研究』第59巻第3号、1987を参照。

(17) 太田前掲書、166頁、第206表。

表7 経営規模變動の型

(單位：反)

	型	1924 年			1934 年			變 化	
		自作地	小作地	計	自作地	小作地	計	自作地	小作地
上 昇 型	自小→自小	6.4	2.4	8.8	18.0	2.0	20.0	+11.4	- 0.4
	自小→自小	10.8	2.6	13.4	14.5	9.9	24.4	+ 3.7	+ 7.3
	自小→自小	10.0	5.3	15.3	15.0	6.8	21.8	+ 5.0	+ 1.5
	自小→自小	8.0	4.5	12.5	10.5	7.0	17.5	+ 1.5	+ 3.5
	自小→小自	5.0	3.6	8.6	6.5	9.5	16.0	+ 1.5	+ 5.9
	小自→自小	4.8	7.1	11.9	9.5	9.5	18.0	+ 4.7	+ 2.4
	小自→自小	1.3	3.7	5.0	6.1	2.6	8.7	+ 4.8	- 0.9
	小自→小自	2.0	16.7	18.7	10.0	15.0	25.0	+ 8.0	- 1.7
	小自→小自	2.6	8.6	11.2	8.0	12.0	20.0	+ 5.4	+ 3.4
	小自→小自	1.7	11.2	12.9	1.6	15.2	16.8	- 0.1	+ 4.0
	小自→小作	1.8	8.2	10.0	-	15.0	15.0	- 1.8	- 5.0
	小作→自小	-	4.9	4.9	5.0	4.0	9.0	+ 5.0	- 0.9
	小作→小自	-	1.9	1.9	4.3	3.1	7.4	+ 4.3	+ 1.2
	小作→小自	-	11.6	11.6	5.0	13.0	18.0	+ 5.0	+ 1.4
	小作→小自	-	9.7	9.7	2.3	14.0	16.3	+ 2.3	+ 3.3
	小作→小自	-	5.0	5.0	3.3	12.1	15.4	+ 3.3	+ 7.1
小作→小作	-	11.4	11.4	-	16.3	16.3	-	+ 2.9	
小作→小作	0.3	10.5	10.8	-	15.0	15.0	- 0.3	+ 4.5	
小作→小作	-	9.7	9.7	-	15.0	15.0	-	+ 5.3	
下 降 型	自小→自作	4.4	3.9	8.3	4.2	-	4.2	- 0.1	- 3.9
	自小→自作	11.0	9.9	20.9	8.4	8.0	16.4	- 2.6	- 1.9
	自小→小自	6.4	3.6	10.0	4.1	2.0	6.1	- 2.3	- 1.6
	小自→自小	6.1	9.4	15.6	5.8	4.0	9.8	- 0.3	- 5.4
	小自→小自	4.6	18.4	23.0	6.0	11.3	17.3	+ 1.4	- 7.1
	小自→小自	3.8	8.5	12.3	1.5	5.0	6.5	- 2.3	- 3.5
	小自→小自	6.8	9.9	16.7	4.0	8.0	12.0	- 2.8	- 1.9
	小自→小自	2.6	6.7	9.3	-	6.4	6.4	- 2.6	- 0.3
	小自→小自	1.0	7.9	8.9	-	3.8	3.8	- 1.0	- 4.1
	小自→小自	3.9	14.1	18.0	-	1.0	1.0	- 0.9	-13.1
	小作→自作	-	4.4	4.4	2.1	-	2.1	+ 2.1	- 4.4
	小作→自小	-	4.3	4.3	0.9	0.8	1.7	+ 0.9	- 3.5
	小作→小自	-	9.9	9.9	1.1	5.8	6.9	+ 1.1	- 4.1
	小作→小自	1.1	11.0	12.1	2.0	3.0	5.0	+ 0.9	- 8.0
	小作→小自	0.4	14.4	14.8	4.1	7.5	11.6	+ 3.7	- 6.9
	小作→小自	0.4	14.4	14.8	4.1	7.5	11.6	+ 3.7	- 6.9
小作→小作	-	15.9	15.9	-	10.6	10.6	-	- 5.3	
小作→小作	-	6.4	6.4	-	1.5	1.5	-	- 4.9	
小作→小作	0.5	10.3	10.8	0.4	6.1	6.5	0.1	- 4.2	

注) 太田前掲書, 167, 168頁より。

る競争関係を内に含むもので、小作料水準もまたそれと無関係でないことを意味する。それに関連して、1924年調査では「労働力の過不足」という項目に解答のあった728戸の内、実に52%の377戸が過剰と答えている<sup>(18)</sup>。これは、自小作・小作側での強い「土地飢餓」感と小作地需要となつて、地主小作関係を地主の「貸手市場」化する関係が構造的に存在していたことを意味する。

1970年代に稲作において中型機械化体系が成立したのと併せて宮城等の水田中核地帯で広がって行ったヤミ小作の小作料水準は、一時現物で50%という高率のものであった。これは農業機械の過剰装備をした農家にとって借地の拡大は費用効率を高める場であつて、その限りそこでの追加所得が僅少であつても経営全体からみればメリットがあるからである。これと同様の理論で、戦前の小作・自小作農も「過剰労働を使用すべき機会の獲得のために、その附加部分に於ける利益の僅少に考慮しない<sup>(19)</sup>」とすれば、小作料は高率のまま維持されることになるであろう。とすれば、それは農家の自家労賃意識でどうすることもできない、日本農業にいわば宿命的な構造問題との係わりを無視しては語れないだろう。

### 3 農民的小商品生産の発展と小作争議

#### (1) 農民的小商品生産発展の意義

以上の分析を踏まえて、農民的小商品生産の発展が自小作中農層を中核として第一次大戦後に小作争議を発生させる論理を考えてみよう。その場合も、やはり地主小作関係を取り巻く経済関係が第一次大戦前後でどのように構造的に変化するかに、最大の注意が払われる必要があると考える。しか

(18) 同上書、46頁、第47表。

(19) 東浦庄治『日本農業概論』岩波書店、1933、118頁。

し、そのことは筆者が地主小作関係を全く土地の貸借をめぐる純経済的な需給関係で説明されるものと考えていることを意味しない。

筆者もまた戦前の地主小作関係が小作人の地主への人格的隷属を含むきわめて封建的なものであり、それがまた地主層から純小作層までのヒエラルヒッシュな村落構造となって、村内の社会的階層性にまでなっていたことを認めるにやぶさかでない。しかし、それは商品経済が未発達で土地所有が絶対的力を持つ伝統的な社会の下で、長年の土地を持つ者の持たざる者への経済的優越として藩政期から持ち越されてきた小作制度のあり方なのであって、地租改正の結果としての土地制度によって農業内に特別に維持されている生産関係のためではないと言いたいのである。したがって、商品経済の浸透によって土地所有者の優越、換言すれば持たざる者の持つ者への経済的依存関係が変化してゆく過程の中で、小作制度のあり方もまた変化して行くものとするのである<sup>(20)</sup>。

そのような理解にたつて考えるとき、農民的小商品生産発展の第1の意義は、村内の地主に対する自小作中農層の経済的依存関係を縮小させるものであったことにある。すなわち、大正初期から第一次大戦景気にかけての商業的農業は、前稿でも述べたように畑作を中心とした副業部門において発展したのであって、村内における中小農の経済的地位は水田を中心とした地主小作関係以上に、畑作のところで向上したのである。

筆者は、経済的依存関係が強いほど小作争議は起こしにくいと考えるのであって、この相関こそ東日本より西日本が、また純小作農より自小作農が

---

(20) つまり、地租改正は土地制度の改革であって、小作制度については徳川時代に形成された「既存の農村秩序」がそのまま明治以降に持ち越されたのである。しかし、この理解は、土地制度の近代化の結果として、すでに農業には商品経済の論理(=価値法則)が支配し、農村の「封建性」は「思想・感情・慣行」として残るにすぎないと考える大内力氏の考え方とは全く違う。小作制度は土地制度の付属物ではなく、土地制度とは相対的に独自の規範的な制度として存続しつづけると考える点が筆者の主なる主張点なのである。前掲拙稿「日本農業問題の再検討」を参照。

1920年代における小作争議の中心となった理由であるとする。言い換えれば、小作争議を起こせるほどに地主小作関係をフラット化させたものこそ、西日本における農民的・小商品生産の発展だったのである。

しかし、こうした農民的・小商品生産の発展は、当然にも単純な小農民の経営的発展を意味するものではなかった。それは岡山県における購入肥料の使用量が反動恐慌の1920年に1911年の6倍にまで達することが象徴するように<sup>(21)</sup>、小農民経営の貨幣経済化をより一層押し進め、その結果として資本主義の景気変動をはじめとする市場経済の不確実性により深く包摂するものだったのである。つまり、独占資本主義的な国民経済への移行に伴う小農民の経営問題が発現してくること、これが第2点である。

第3に、農民的・小商品生産の発展はとりわけ第一次大戦中の好景気によって農村の消費生活を激変させ、最下層に至るまで自給部分を貨幣経済化して「農民的・生活水準」を一時的にでも向上させたことである。この新しい生活様式としての「農民的・生活水準」はひとたび農村に浸透したときには、農村に生きる農民に社会的に与えられる生活強制となるとともに、せめてもその程度の生活をしたいという社会的・生活要求ともなるだろう<sup>(22)</sup>。

そして第4に、第一次大戦中の日本資本主義の発展が200万人ともいわれ

(21) 拙稿「系統農会による米投売防止運動の歴史的 성격」岡山大学産業経営研究会『研究報告書』23号、1988、25頁、図5を参照。

(22) この「農民的・生活水準」に関しては、栗原百寿『農産物政策価格と生産費』『栗原百寿著作集』Ⅷ、校倉書房、1974所収、および拙稿「農産物価格論」西田美昭他編前掲書を参照。また、大門正克氏は、岐阜県警察部『小作問題発達条件』1921年から、第一次大戦中の好景気が小作農の生活に与えた変化について以下のような引用をしている。「綿織物にかわって毛織物・絹織物が、蓑に代わってマントが次第にふえ、米飯や肉食をとる機会も以前より多くなってきた。冠婚葬祭が派手となり、最下層の小作農民でも二荷以上の婚礼道具がまれではなくなった」伊藤・大門・鈴木編『戦間期の日本農村』世界思想社、1988、112頁。したがってこれは、好景気に伴う生活様式の具体的変化なのであって、「V」意識とは異なる。実際、昭和恐慌の過程では、部落レベルでの冠婚葬祭の簡素化の申し合わせ等によって、社会的に引き下げられたりもするのである。

る農村労働力の流出をもたらし、都市近郊農村を中心に耕地をめぐる積年の貸手市場に変化をもたらしたということである<sup>(23)</sup>。この労働市場の変化もまた、農民的小商品生産とは別の面で経済的依存関係を改善するものであったことは言うまでもない。しかし、両者は結局、日本資本主義の発展による農業の包摂という点では同根であり、都市人口の増大がまた農産物市場の発展を導くという関係のものであった<sup>(24)</sup>。

## (2) 小作争議発生の契機と形態

以上のそれぞれの項目の実証的検証は別の機会に譲らざるえないが、ともかくこのような第一次大戦中の好景気こそが、その影響を農産物市場でも労働市場でも強く受けた西日本農村で自小作農の村内の地主への経済的依存関係を縮小させ、小作争議発生条件を準備したと筆者は考える。しかし、そのような地主小作関係を取り巻く構造的な変化は、小作制度の習慣的性格と全体のパイの拡大によって小作料水準には反映されないまま維持されたが故に、1920年の反動恐慌によるパイの縮小を契機に一気に爆発するのである。

すなわち、この年最高に達する金肥の投入に対して出来秋の農産物価格は恐慌の影響で大暴落し、農民的小商品生産を担っていた自小作中農層にとって経営問題、いわゆる「前向きの窮乏化」は最も深刻となる。この時に、単に一時的な小作料減額でなく永久減額の要求は、従来に比し地主への経済的依存関係を縮小させていた自小作にとってはこの上もなく魅力的なテーマであった。というのも、農産物価格は彼らに「いわば自然災害的なものとして

(23) 「その結果、農林業の有業者は1914年から1920年にかけて男子が118万、女子が91万も減少した。これはともに約13%の減少に当る。これは土地用役に対する需要圧力を緩和し、農業所得の分配は小作農に有利化した」梅村又次「産業別雇用変動：1880-1940年」『経済研究』24巻2号、1973より。田崎氏が問題とする土地返還戦術もこうした需給関係の下であくまで戦術として有効性を発揮したのである。

(24) 拙稿「両大戦間期における食料農産物市場の特質」『農産物市場研究』19号、1984参照。

映ずるのにたいして」、小作料は毎年「直接農民の手から地主に納付する<sup>(25)</sup>」ものとして、高まった生活水準を永続的に維持する手段としての意味を持ったからである。

そして、そこでの小作争議が集团的形態、具体的には部落単位で発生した理由は、すでに明らかにしたように小作料が決して個別地主小作間ではなく、村内における層としての地主と小作・自小作との競争関係をも含む構造によって決まるものだったからである。農民的小商品生産の発展によって経済的力量を増した自小作中農層が、農村労働力の流出による借地市場関係の変化をも背景に、一時的・温情的な減免としてではなく、村内の小作料水準自体の引き下げを行なうためには、どうしても集团的な形で力関係の変化を地主層に認めさせる必要があったのである。

確かにその時、依然として労働市場は拡大し都市賃金水準が上昇していたこと、またそこで示された「小作収支計算書」の労賃比較は小作料減額要求の正当性を実証するものとして絶大な役割を果たしたことは言うまでもない。ただし、中核である自小作中農層は農村内の専門的な層であって、労働市場と労賃水準がどの程度実態的に影響をもつものであったかは疑問である。「自家労賃意識の成立」と言っても、農家の場合は副業や兼業を含めた1年間の収支の結果としての経営余剰を翌年の家族全員の生活費としているのであり、労賃との比較は実際上それほど単純ではない。実際、当時簿記を付け、自らの家計費の水準を把握していた農家はごく希なのであって、その意味でも「自家労賃」意識とは、農民自身の内なる観念からではなく、当時の労働運動の高揚という社会思潮を背景に小作料の高率性のシンボルとして外から持ち込まれたものではなかったか<sup>(26)</sup>。

---

(25) 栗原百寿「岡山県農民運動の史的分析」『栗原百寿著作集』Ⅵ、校倉書房、1981、70頁。また栗原は、「その経済的基礎としては、大正9—10年の戦後恐慌の打撃で、大戦下に商品経済的に急膨張した農民経済が一挙に収支不償におちいり、必然的に高額小作料の庄迫を痛感するにいたったものである」(86頁)とも述べている。

また零細小作農層の場合には、労働市場の拡大は兼業条件の拡大でもあり、価格暴落も小作料の現物納入にはそれほど響かず、飯米購入層であればむしろ低米価のメリットも受けるという意味で専業中農層のような「前向き」の窮乏化は切実でなかったと思われる。3反未満の参加が少ないのはその証左であり、その意味でも、小作争議の中核は農産物販売に依存するところの大きい専門的な中農層だったのである。

#### 4 20年代小作争議の意義と限界——おわりにかえて——

第一次大戦後の小作争議の発生が以上のような論理と形態のものであったとするならば、それはいかなる意義とまた限界を持ったのだろうか。この点を「争議を主導した自小作・小作中農層が如何に眠り込んでいくのか<sup>(27)</sup>」という形で従来から提起されてきた問題の検討から考えてみたい。

その際、こうした問題の提出自体が特定の分析フレームによる20年代小作争議への意味づけと価値判断を前提にしていることがまず注意されなければならない。つまり、そこでは地主小作関係が土地所有の性格に基づく生産関係・階級関係と捉えられているからこそ、20年代小作争議はまさに階級性に目覚めた小作人の階級闘争の開始と理解され、それゆえ農民は「地主制」を打倒するまで闘い続けられるべきものと想定されているのである。

「自家労賃意識の成立」には、少なからずそうした階級意識の自覚の意味が込められていたのではないか。そして、こうした「闘う農民」の想定の下

(26) いみじくも、坂根氏は「V」意識化を歴史具体的に検出するために太田敏兄『農民意識の社会学』明治大学出版、1958（太田前掲書の姉妹書）を検討しておられるが、その結論は「そこには、農外労働賃金や自家労働評価に関連しそうな言辭は一切みられず、少なくともこの段階で機会費用的な「V」意識化を媒介とした小作料軽減要求の論理をみだすのは困難と思われる」というものであった。坂根前掲稿、387頁。

(27) 坂根前掲稿、370頁。この問題こそ1970年代から80年代にかけての戦間期日本農業史研究の焦点とされて来たことは言うまでもない。

に、地主と闘わずに主産地形成や産業組合運動へ向かう農民達に「眠り込んだ」、「上から掌握された」といったネガティブな評価が下されたのである。しかし、果してこうした「闘う農民」像は本当に日本農民のリアリティに叶っているのだろうか。

これに対し、小作争議も小農の経営問題を媒介とした資本主義と小農の農業生産の枠組みで捉えられるとき、全く別の評価も可能となってくる。その一つの例として、東浦庄治の見解をみてみよう。すなわち、彼は1920年代に極めて短期間に異常な発達を見たところの小作争議は、「農民自身の著しき自覚の結果ではなくして、只一時的なる利害観念と、かかる運動の雷同性とに依存する」「一時的流行性<sup>(28)</sup>」のものであり、「だから流行には消長あるが必然でこの表面的現象は決して本質的な農民運動と混同されてはならない<sup>(29)</sup>」という。

その理由として東浦は以下の理由を挙げている。第1に、「小作料永久減額」という要求が、従来のある程度制度化されていた一時的減免と異なる要求の新規性において「小作農民の異常に歓迎する所」となりブームに火をつけたこと<sup>(30)</sup>。第2に、小作人は労働者と違って、「先ずその生産物を自己の手中に収め地主に対抗することが出来る」などの要因から、「争議に於て多くの場合小作人が勝利を克ち得た」こと<sup>(31)</sup>。第3に、わが国の地主小作はアイルランドなどとは違って、「極めて共同体的色彩の濃厚なる一部落に居住し、相互に人格的に相接」する関係であり、ひとたび小作料の永久的減額を実現するとそれ以上の「無理」は言い難い関係であること<sup>(32)</sup>。

(28) 東浦庄治「小作問題に関する若干の展望」『帝国農会報』第19巻第3号, 1929, 46頁。

(29) 東浦庄治「『小作問題に関する若干の展望』の批評に対して」『帝国農会報』第19巻第5号, 1929, 112頁。

(30) 東浦「……若干の展望」, 43頁。

(31) 同上書, 46頁。東浦は、この他にも小作人の有利な条件として、貧困であっても争議中に食糧を持っていること、労働者のようにロックアウトに合うことなく、生産が継続できる等の点を上げている。

こうして、「一度小作料の永久的軽減免除が行なわれた場合にはそこに小作争議が発生せず自然消滅的に組合が消滅したのであろう<sup>(33)</sup>」と。また、地主の側もある時点から「争議に対する各種の対策を講ずるに至り」、「この地主側の捨身の戦術に対しては小作人側は非常な打撃を受けざる得なかった<sup>(34)</sup>」ことが運動の終息に拍車をかけたのであると。

このような意味で、東浦は20年代の小作争議を小作人が地主小作関係の根本的変革をめざした自覚的性格のものではなく、あくまでムラの枠組みの中での小作料水準の改訂要求と評価したのである<sup>(35)</sup>。実は、同様な指摘を太田氏も行なっている。「農民が農民組合に加入した目的は、主として小作料の減免にあった。そこで闘争によってその目的がある程度達せられ、それ以上減額の見込みがなくなったときは、その支部はおおむね解体し、組織から離れるのが常である<sup>(36)</sup>」と。

また栗原百寿は、『岡山県農民運動の史的分析』において、日農岡山県連が1926年に小作争議の鎮静化の情勢を受けて提起した「運動停滞の自己批判」を評して、次のように厳しく批判している。「大西俊夫の『小作農が、地主との抗争によって把握する意識は、社会主義への覚醒ではなくて、商品経済社会の眼が開けるのだ』という問題を、岡山県南部農業の構造的特質と結びつけて考察することをせず、そこからいきなり階級的意識の問題、階級の教育の問題に進んでいるのは、問題の構造的分析を忘れたものといわねばならないだろう<sup>(37)</sup>」と。

---

(32)、(33) 同上書、45頁。

(34) 同上書、48頁。立毛差押えや小作地返還などの訴訟への提起をさす。

(35) このように言うと、東浦の見解はきわめて反動的であるように聞こえるかも知れないが、東浦の主張は小作争議の減少が決して地主小作問題の解消を意味するものではなくて、本質的問題は継続しているという主張のために、以上のような説明を行なっているのである。

(36) 太田前掲書、11頁。

(37) 『栗原百寿著作集』Ⅵ、121—2頁。

さらに、「D支部脱退の真原因として小作兼自作農問題の研究題目が提起されしこと」という項目を特に取り上げ、「自小作問題を一応提起はしても、それをたとえばいわゆる自小作前進問題と結びつけて考えるということも全然なく、また自作農の問題のごときは、全然問題提起としても考慮されなかったのである<sup>(38)</sup>」とも批判する。つまり、当時の小作争議の指導をする側に、自小作の支配的存在など日本の小農的農業の構造的特質についての認識および反省が希薄で、対地主闘争がきわめて素朴な階級闘争論として提起されていたことを戦前の農民運動における教訓とすべき弱点として栗原は剔抉していたのであった。

すでに見たように、農民的小商品生産の中心的担い手である自小作中農層にとって小作料や地主小作関係は部分的存在であり、それ以上に自作地や副業部分を含めた経営全体の市場経済への対応が問題なのであった。とすれば、小作料の低減がある程度達せられれば、むしろ規模拡大の条件として良好な地主小作関係も必要であろう。村外の大地主に対してならともかく、ムラの成員である中小零細地主に対しては、小作争議の継続はムラの生活を不愉快にするものとして「内済」による終息への力が互いに働いたと言えないだろうか<sup>(39)</sup>。

もちろん、20年代の小作争議は小作料水準を引き下げただけでなく、小作の地主に対する経済的依存関係ならびに人格的従属をも含めた社会関係を平等化の方向へ確実に変化させたのであり、農村内での中農層の社会的地位を高め、農民的小商品生産の発展を一層進めるものであったに違いない<sup>(40)</sup>。しかし、小農的農業自体はそれ以後一段と景気変動と市場経済の不確実性に

(38) 同上書、121, 123頁。

(39) 京都府について小作料関係争議の終息の形態を分析した坂根嘉弘氏によれば、法廷での調停に至るものは15%に過ぎず、それも農民的小商品生産の最も進んだ南部中心であり、したがって、ほとんどは当事者間の直接交渉や有力な第三者の仲介によって妥協が成立している。坂根嘉弘「小作争議・小作調停および農民組合運動」山田達夫編著『近畿型農業の史的展開』日本経済評論社、1988参照。

よって不安定化してゆくのであって、農民運動には小作権の物権化という課題だけでなく、主産地形成や地域農業振興など自作、自作地主を含めた小農の生存にとって切実な経営的課題に進んでゆくことが求められていたのではないか。

このように20年代の小作争議は農民的小商品生産の発展の結果であり、またその更なる発展の条件を拡大する役割を果たしたのであるが、より広範な農民の社会的・経営的課題に応じてゆく農民運動へと組織的に連なってゆくことは出来なかった。そして、そこには当時の労働運動から持ち込まれた地主に対する階級闘争という観念と現実の日本の農村社会とのギャップが介在していたように思われる。換言すれば、そのような観念のもとに闘いを農民に要求することは、小作料の減額という実利がある間はともかく、それ以上の継続はおよそ無理があったのである。

翻って、小作争議研究に眼を向けるならば、「自家労賃意識」説は事実上、農民を労働者にアナロジーすることによって、小作争議を階級闘争として理論化する工夫の一つであった。つまり、それは当時の社会思潮を即自的に理論化したものであり、小作争議発生論の論理的説明としてはきわめて当時の雰囲気感を忠実に表現するものであるが、やはり日本農業の構造的並びに歴史社会的特質に対する十分な反省を欠くものであるが故に、小作争議の急速な終息という当時の農民運動が直面したのと同じ課題で行き詰まることになった

---

(40) 岡山県南部において小作争議の結果として小作権が強化されたことについては、帝国農会『労力調整より観たる部落農業団体の分析』(1941)にある都窪郡帯江村中野部落についての1941年調査に以下のような記述がある。「小作地に対する小作人の強固なる権利は争議の生んだ一の結果であったが、これは逆に経営拡大への障害として存在する。というのは小作農自身土地の購入によって経営拡大を企画しても小作権の存在がこれを阻止し、前小作者を土地から引き離し得ず、自ら経営者たる地位を確立するのは容易でないからである。従って小作人をその儘引継ぎ自らは寄生者とならざるを得ない」(175頁)、「上述せる如く当部落に於ける小作条件は地主对小作人の直接的関係としての経済外的な支配乃至温情的諸慣行を見得ないのであって商品経済へ適合し易き一応の統一性を見せているのが特徴である」(184頁)。

と思われる。

農民的小商品生産概念は、その意味でも小作争議＝階級闘争という狭い枠組みに留まるものであってはならない。それはあくまで国民経済の資本主義化の進展にもかかわらず非資本主義的部分として固有の位置を占め続ける小農的農業生産の商品経済への対応の姿として、資本主義と小農という枠組みの中で捉えられねばならず、小作争議との関連もまた、その一局面として位置づけられるのである。

「きわめて素朴な全無産階級的意識のもとにあり、資本家と地主とのブロック、および労働者と農民との提携がきわめて素朴に打ち出され、その構造的な意義が十分はっきりしなかった<sup>(41)</sup>」という栗原の日農岡山県連に対する批判は、小作争議研究もまた深刻に受けとめてみるべき問題提起を含んでいはしないであろうか。

「付記」本稿の草稿段階で、松本武祝氏から貴重なご助言を頂いた。記して謝意を表したい。

---

(41) 『栗原百寿著作集』Ⅵ, 123頁。